

## 業 務 仕 様 書

### 1 件 名

令和8年度盛岡市立小中学校防火設備定期点検業務委託（区分2）

### 2 履行期間

（自）契約締結日の翌日 （至）令和9年1月29日

### 3 履行場所

別添「区分別設備表」のとおり。

### 4 業務内容

#### (1) 目的

建築基準法（昭和25年法律 201号）第12条第4項の規定に基づき、平成28年5月2日付け国土交通省告示第 723号（以下、「告示第 723号」という。）に規定される事項のとおり、小中学校における防火設備の定期点検（以下、「定期点検」という。）を実施する。

#### (2) 点検項目

告示第 723号に規定され、対象となる全ての事項

#### (3) 実施日時等

受注者は、学校長と協議し、履行期間内において実施日時を決定すること。また、決定した実施日時について、あらかじめ教育委員会事務局総務課に報告すること。

#### (4) 定期点検の方法

告示第 723号の別表第一から別表第三までの（い）欄に掲げる項目に応じ、同表（ろ）欄に掲げる事項については、同表（は）欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表（に）欄に掲げる判定基準に該当しているか確認すること。

ただし、告示第 723号の別表第一から別表第三までの「（は）検査方法」欄において、他の点検記録により確認することで足りるとされている項目については、発注者から受注者に提供する前年度盛岡市立小中学校防火設備定期点検業務委託の区分1から区分4の点検結果報告書を確認し、その結果を点検結果表に記載することを可とする。

#### (5) 定期点検の結果報告

##### ア 提出方法

##### (ア) 紙媒体による報告

指定の様式に必要な事項を記入するほか、是正が必要な箇所及び特記すべき事項があると判断するものについては、プロット用図面に記入の上、写真を撮影し、フラットファイル等に整理し提出すること。

##### (イ) 電子媒体による報告書

前号の紙媒体に報告書をCD-Rに記録し報告すること。

##### イ 点検結果表の作成方法

(ア) 点検結果については、告示第 723号の別表第一から別表第三までの（に）欄に掲げる判定基準により判定を行い、点検結果表 別記第一号から別記第三号の様式に検査結果に記入すること。

(イ) 点検結果表 別記第一号から別記第二号の検査結果欄における是正項目のうち、緊急もしくははおおむね1年以内の修繕や改修等が必要と判断する箇所については、特記事項の改善（予定）年月日欄に「緊急対応が必要」もしくは「おおむね1年以内の対応が必要」と付記すること。

緊急性の判断をする目安は、次の表1のとおりとする。

このうち、特に人身事故のおそれなど安全面で緊急対応が必要な箇所については、点検終了後すみやかに、安全面で緊急対応が必要な箇所の報告書（様式1－8）をもって発注者の報告及び説明をすること。

表1（緊急性の判断の目安）

防火設備	項目	事象	付記する内容
・防火扉 ・防火シャッター ・耐火クロススクリーン	閉鎖状況	・閉鎖不良等	おおむね1年以内の対応が必要
		・閉鎖速度が基準を超過	緊急対応が必要
	劣化及び損傷の状況	破損、欠損等	おおむね1年以内の対応が必要
	設置状況	・取り付け不良 ・脱落、落下の可能性	緊急対応が必要

(ウ) 定期報告書の様式

様式名	様式	作成方法
定期検査報告書 (防火設備)	(様式5)	必要事項を記載すること。
検査結果表	別記第一号 別記第二号 別記第三号	点検結果を記載すること。
付近見取図	任意の様式	発注者が受注者に提供する学校施設台帳の転用を可とする。
プロット図 配置図	(様式5－2)	発注者が受注者に提供する学校施設台帳の転用を可とする。
点検結果図	(様式5－2)	発注者が受注者に提供する学校施設台帳の転用を可とする。※
点検写真	(様式1－5)	特記すべき箇所を撮影し整理すること。
安全面で緊急対応が必要な箇所の報告書	(様式1－8)	人身事故のおそれがある箇所、または火災発生時等に法の求める被害の防止拡大が図れない箇所のいずれかが該当する場合とする。

※防火設備ごとに番号を振り図示すること。そのうえで区別設備表の数量を必要に応じて調整すること。

ウ 提出部数

(ア) 紙媒体の報告書（規定の様式） 1部

(イ) 電子媒体の報告書（記録保存したCD-R） 1部

(6) 有資格者による点検

定期点検は、一級建築士、二級建築士又は防火設備点検員のいずれかの資格を有するものとする。

5 その他

(1) 本業務は、盛岡市立小中学校を4区分に分けて委託するものである。

(2) 点検の実施に当たっては、児童・生徒等の安全に特に注意するとともに、建物、学校設備等を損壊、損傷を与えないよう充分注意すること。また、点検実施の際に現状を変化させた設備等については、点検前の状態に復旧すること。